

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成二十六年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡熊野町字東深原九八番二一の一部、九八番一二の一部、九八番一三の一部、九八番一四の一部、九八番一五の一部、九八番一六の一部、九八番一七の一部、九八番一八、九八番一九の一部、九八番二〇の一部、九八番二一の一部、九八番二二の一部、九八番二三の一部、九八番二四の一部、九八番二五の一部、九八番二六の一部、九八番二七の一部、九八番三一、九八番三二、九八番三三、九八番三四、九八番三五、九八番三六、九八番三七、九八番三八、九八番三九の一部、九八番四〇の一部、九八番四一の一部、九八番四七の一部、九八番七三の一部、九八番七五の一部、九八番七六、九八番七七、九八番七八、九八番七九、九八番八〇、九八番八一、九八番八二、九八番八三、九八番八四、九八番八五、九八番八六、九八番八七、九八番八八、九八番八九、九八番九〇、九八番九一、九八番九二、九八番九三、九八番九四、九八番九五、九八番九六、九八番九七、九八番九九、九八番一〇〇、九八番一〇一、九八番一〇二、九八番一一二の一部、九八番一一六の一部、九八番一一七の一部、九八番一一八の一部、九八番一二二の一部、同郡同町字深原平二六八二番一の一部、二六八二番一〇三、二六八二番一一七、二六八二番一一八、二六八二番一一九、二六八二番一二〇の一部、二六八二番一二五の一部、二六八二番一二六の一部、二六八二番一二七、二六八二番一二八、二六八二番一二九の一部、二六八二番一三〇の一部、二六八二番一三一の一部、二六八二番一三二の一部、二六八二番一三三の一部、二六八二番一三四の一部、二六八二番一三七の一部、二六八二番一三九の一部、二六八二番一四一の一部、二六八二番一四二、二六八二番一四三の一部、二六八二番一五二、二六八二番二〇八の一部、二六八二番二一六の一部、二六八二番二二五の一部、二六八二番二三〇、二六八二番二三一、二六八二番二三二、二六八二番二三三の一部、二六八二番二四六、二六八二番二四七、二六八二番二四八、二六八二番二四九、二六八二番二五〇、二六八二番二五一、二六八二番二五二、二六八二番二五四の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安芸郡熊野町中溝一丁目一番一号

熊野町長 三村 裕史